

リハビリスタジオ Rejoy 利用規約

第1条 (定義)

本規約によって定める事項は合同会社 S a i (以下当社) が運営するリハビリスタジオ Rejoy (以下、当店) に適応されるものとします。

第2条 (目的)

当店を利用することにより、心身の健康維持・増進を図ることを目的とします。医療行為を行うものではありません。

第3条 (利用制度)

当店を利用される方は本契約を承諾し、当社所定の入会申込書または利用申込書を提出し、利用契約等の諸契約を締結することにより利用が認められます。

第4条 (入会資格)

次の各号のいずれかに該当するものは当店の利用・会員になることはできません。

- (1) 本規約、および当店の諸規則を厳守できない者。
- (2) 本申込を行う者が、申込書に記載された本人と同一人物であることを確認できない者
- (3) タトゥー (タトゥーとの判別が困難なペインティング等も含む。) のある者で、当店内においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者
- (4) 暴力団関係者又は反社会的勢力関係者と当社が判断した者
- (5) 医師などにより運動を禁じられている者
- (6) 伝染病・その他、他人に伝染または感染する恐れがある疾病を有している者
- (7) その他、当社もしくは当ジムが会員としてふさわしくないと判断した者

第5条 (会費、手数料および諸料金)

- ① 会費は、当社が別に定める金額を、当社所定の方法で支払うものとし、既納の会費・事務手数料・入会金等は原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。回数券もこれに含まれます。
- ② 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、本入会契約に定める会費等をすべて支払う義務があり、退会月までは会費等を支払わなければなりません。
- ③ 当店は、別に定める会費、手数料、および諸料金の改定を行うことができます。改定を行う場合、当店は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。
- ④ 回数券は、購入した会員本人のみに使用が限られます。親族を含む他者が、これを使用することはできません。また、回数券の有効期限は最終利用日から6ヶ月とします。

第6条 (諸規定の厳守)

会員は本契約・当店の諸規則他、以下を厳守しなければなりません。

- ① 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、習慣上のルール、および当店の説明並びに指示に従わなければなりません。
- ② 施設利用時の服装は、当社が以下に定める禁止事項を厳守します。
 - ・ジーンズ、またはジーンズタイプのステッチあるいはリベット (びょう) がついている衣服、履物または装飾品
 - ・サンダル、草履、長靴、またはヒールが高い、滑りやすい履物

- ・裸足
 - ・スパイクシューズ等、施設又は器具を傷つける可能性がある履物
 - ・その他、当店がふさわしくないと判断した服装、履物、服装品は又は装飾品
- ③ 当店において、以下の行為は禁止します。
- ・いかなる営利活動、宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動
 - ・他の会員に対しパーソナルトレーニングを行う、またそのように評価される活動
 - ・飲酒又は喫煙、法律で禁止されている薬物などを使用すること
 - ・本契約に基づき当店の利用を認めていないものを同伴させること
 - ・施設、器具、什器を故意または過失により破損すること
 - ・大声、または奇声を発すること
 - ・他の会員、当店のスタッフに対して暴力的な行為・言動、性的な行為・言動、誹謗中傷、嫌がらせ、その他当店の迷惑行為として受け取られる行為・言動を行うこと
 - ・その他、当店の秩序を乱し、その名誉、信用または品位を傷つけること
 - ・タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティングも含む）を露出させること

第7条（入館の禁止および退場）

- ① 当店は、以下の各号のいずれかに該当する方の入館の禁止、または退場を命じることができます
- (1) 本規約、および当店諸規則を厳守しない者
 - (2) 入会に際し虚偽の申告をし、あるいは入会資格にかかわる重要な事実を故意に申告しなかった者、または当店が第4条の入会資格を欠いていると判断した者
 - (3) 飲酒などにより正確な施設利用ができないと判断した者
 - (4) 著しく不潔な身体、または服装により、ほかの会員等の第三者が不快に感じると判断した者
 - (5) 自己都合により、会費等の全部、または一部を支払わない者
 - (6) 当社もしくは当店が入館の禁止、または退場を命じることが適切であると判断した者
- ② 当ジムへ入館禁止中の会員は、禁止中も会費等を支払わなければならないものとします。

第8条（変更・休会および復帰）

- ① 会員区分の変更・休会の手続きは、開始する月の前月の15日までに行うものとし、翌月の1日より適応されます。各月の16日以降に手続きがとられた場合は、翌月分の請求は通常の会費等となります。
- ② 会員は、疾病、その他やむを得ない事由で当店を1ヶ月以上利用できないと当社が認めた場合、所定の休会届にて手続きを行ったうえで、月単位で当店を休会することができます。
- ③ 会員区分変更・休会手続きは、当店の受付時間に来店し、所定の手続きを行うものとします。（電話、電子メール、FAX等による手続きは行えません。）
- ④ 休会する会員は、別に定める休会費を支払うものとします。
- ⑤ 休会していた会員は、休会届記載の終了日経過後、自動的に月単位で当店に復帰扱いになります。その場合は、復帰月から通常の会費等を支払うものとします。なお、復帰月の会費は、翌月分の会費と合算して、復帰月の20日までに支払うものとします。
- ⑥ 申請できる休会期間は、休会開始月を含めて最長6ヶ月とします。休会期間は当店の受付にて所定の手続きを行った上で延長できるものとします。

第9条 (退会)

- ① 会員が自己都合により当店を退会する場合は、所定の手続きを行った上で、月末をもって退会することができます。
- ② 退会手続きは、会員自ら当店の受付時間に来店し所定の手続きを行うものとします。(電話、電子メール、FAXによる手続きは行えません。)なお、入院等の理由により自身で手続きが困難な場合は、家族のみこの手続きを可能とします。その際には、会員との親族関係が証明できるものをご持参ください。
- ③ 退会の手続きは、退会を希望する月の15日までにを行うものとし、その場合、該当月の末日をもって退会となります。各月16日以降に退会手続きをとられた場合は、翌月の末日をもって退会扱いとなります。
- ④ 会費等の全部または一部が未納の場合は、退会月までに完納しなくてはなりません。
- ⑤ 会費等は退会月が途中でであっても、該当月分を全額支払わなければなりません。

第10条 (諸手続き)

- ① 会員が入会申込み時に記載した内容に変化があった時は、速やかに当店において変更手続きをしなければなりません。
- ② 当社から会員への諸通知などは、会員から届け出のあった最新の情報をもとに発送をもって効力を有するものとし、未達または延着等となっても、発信後の責を負いません。

第11条 (会員資格の停止および除名)

- ① 当店は、会員が次の各号に該当するときは、該当会員資格を一時停止することができます。
 - (1) 本規約(第7条を含み、これに限られない)および当店の諸規約を遵守しないとき
 - (2) 当社または当店において、第4条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際して虚偽の申告をし、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
 - (3) その他、当社または当店において、会員としてふさわしくない言動があったと認めたとき
- ② 当店は、会員が以下の各号に該当するときは、自動退会となります。
 - (1) 個別対応のみご利用のお客様は、最終利用日より1年間利用がない場合。
 - (2) ジム利用都度払いでのご利用のお客様は、最終利用日から6ヶ月利用がない場合。
- ③ 会員資格停止中の会員または当店から除名された会員は当店の施設を使用することができません。なお、会員は会員資格停止中も会費を支払わなければならないものとします。
- ④ 第1項による会員資格停止中の会員または当店から除名された会員に対して、当店は資格停止期間中または除名後の会費等について、前納分または既払分の会費等があっても返還は行いません。

第12条 (会員資格の喪失)

会員は、次の場合に自動的にその会員資格を喪失します。

- ・退会
- ・死亡または法人の解散
- ・自動退会者(個別対応:最終利用日より1年間、ジム利用都度払い:最終利用日から6ヶ月利用がない者)
- ・除名
- ・当店を閉鎖したとき

第13条 (会員資格の譲渡・相続・貸与)

当店の会員資格は本人に限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは、相続その他、包継承はできません。

第14条（営業日および営業時間）

当店の営業日、営業時間及び受付時間については、別に定めます。ただし気象災害等の理由により、事前告知なく変更する場合があります。

第15条（施設の利用制限）

- ① 当店は次の理由により施設の全部、または一部の利用を制限することがあります。そのような制限がなされる場合でも、当店は別に定める場合を除き、会員の会議などの支払業務が縮減、または停止されることはありません。
 - ・ 気象、災害等により会員にその災害が及ぶと当店が判断し、営業が困難と認めたとき
 - ・ 施設の点検、補修または改修をするとき
 - ・ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる自由が発生したとき
 - ・ その他当店が休業を必要と認めたとき
- ② 前項の場合、1週間前までにその旨をホームページなどで告知します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

第16条（施設の閉鎖・変更）

当社は、次の理由により施設の全部、または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。

- ・ 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社または当店が判断し、営業を不可能と認めたとき
- ・ 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他営業上止むを得ざる自由が発生したとき

第17条（賠償責任）

- ① 当店内で発生した紛失、盗難、傷害その他の事故については、当社および当店は、一切の責任を負いません。忘れ物の保管期間は2ヶ月とします。なお、管理上、衛生を保てないものは保管せず破棄させていただく場合があります。
- ② 会員は、自己の責に帰すべき原因により、当店の施設または第三者に損害を与えた場合には速やかに賠償責任を果たさなければなりません。

第18条（通知予告）

本規約および当店の諸事情に関する通達または予告は、当店所定の場所に提示する方法により行います。

第19条（本規約その他の諸事情の改定）

当社は、本規約、細則、利用規定、その他当店の運営、管理に関する事項を改訂することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。

附則

2022年1月1日発効

2022年9月12日改正

〈お問い合わせ〉

リハビリスタジオ Rejoy

TEL：072-894-7522 〒573-1182 大阪府枚方市御殿山町7-3 三栄ビル1階

Email：info@rehasta-rejoy.com URL：http://www.rehasta-rejoy.com